新規採択箇所の位置図　江の川広域流域【対象地番号：３】

対象地番号３の近景

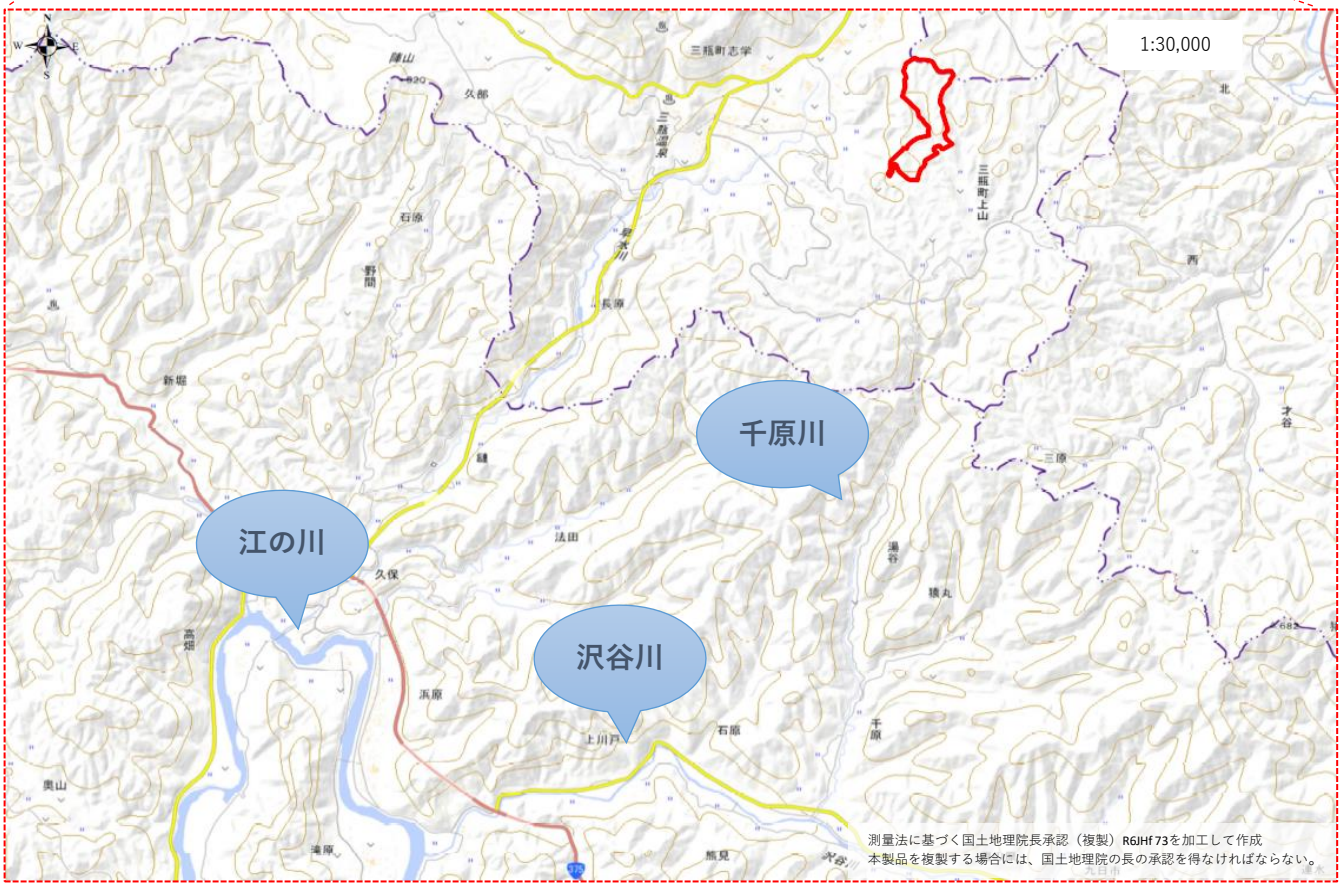

本対象地は、ササ等が繁茂する無立木地となっており、水源涵養機能等の公益的機能が発揮されていない状況となっている。

一級水系江の川の一次支川である沢谷川に注ぐ千原川上流に位置しており、早急に森林を造成することにより水源涵養機能等の公益的機能の発揮が求められている。

新規採択チェックリスト判断根拠

対象地番号	3	区域名	江の川広域流域（島根県大田市）

Ⅰ　必須事項

審査の内容	判定
1．事業の必要性が明確であること（必要性） 水源を涵養するための森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。 ・対象地は、重要流域である江の川流域内に位置 ・対象地の林況は無立木地	○
2．技術的可能性が確実であること 地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。 ・対象地の地形、近隣の造林地の成林状況等から判断して技術的に成林可能	○
3．事業による効果が十分見込まれること（効率性） 費用便益分析の結果が1.0以上であること。 総便益（B）　238,470　千円　／　総費用（C）　114,636　千円 ・B／C　＝　2.08 ①水源涵養養便益　156,193　千円 ②山地保全便益　68,019　千円 ③環境保全便益　13,003　千円 ④木材生産等便益　1,255　千円	○
4．事業の採択要件を満たしていること 国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書及び分収造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。 ・対象地は保安林指定（水かん）、林況は無立木地、権利関係は問題なし ・対象地の契約見込面積は36ha ・治山事業による実施の計画はない ・事業の重点化要件に該当（重要流域の江の川流域内に位置）	○
5．事業の実施が確実に見込めること 森林所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。 ・森林所有者は水源林造成事業を理解のうえ、本事業による実施を要望 ・造林者は造林能力のある大田市森林組合を予定	○
6．自然環境の保全、景観への配慮が図られること 自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること。 ・対象地の自然環境は平均標高500m、平均傾斜緩(5°～15°未満)、土壌BD(d)であり、スギの適地 ・自然環境・景観に配慮し、針広混交林を造成	○

Ⅱ　優先配慮事項

評価指標	評価
1．有効性（1）多様な森林づくり　「森林の多面的機能の発揮」 A・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。かつ針広混交林化等の取組がなされる計画となっている。 B・・水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。 ー・・本評価項目に該当しない。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	A
2．効率性（1）事業の経済性・効率性　「効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減」 A・・適切な手法・工法が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。 B・・適切な手法・工法が確保されている計画である。 C・・上記A、B以外の計画である。 ・契約相手方から、公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成及びコスト縮減について、同意が得られている。	A
3．事業の実施環境等（1）自然環境・景観への配慮　「自然環境保全機能の発揮」 A・・自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境・景観に対する配慮がなされている計画である。 B・・上記Aの地域には該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。 ー・・本評価項目に該当しない。 ・契約相手方から公益的機能の発揮に配慮した針広混交林の造成について同意が得られている。	B
3．事業の実施環境等（2）効果的な事業の推進　「他事業との連携の計画性」 A・・他事業との連携が図られた計画となっている。 B・・他事業との連携について調整中である。 ー・・本評価項目に該当しない。 ・江の川水系流域治水事業に基づき他事業と連携し、「流域治水」を推進する。	A